

令和7年度 山梨県立考古博物館学芸員実習募集要項

1. 目 的

博物館活動の一環として学芸員資格習得を希望する学生に対して実習の機会を与え、博物館に関わる人材育成に資するとともに、博物館活動の普及を行うことを目的とします。

2. 応募資格

- (1) 大学で、博物館実習を除く博物館法施行規則第一条に定められた博物館に関する科目の単位を修得済みまたは実習実施年度で修得見込みの者
- (2) 山梨県出身者もしくは山梨県内の大学に在学する者
- (3) 山梨県内の博物館等への就職を目指している者
- (4) 考古学、歴史学、人類学等の人間の歴史研究分野を専攻している者

※以上の(1) (2) (4)または(1) (3) (4)の条件をすべて満たす者、もしくは特別に館長の許可を得た者を対象とします。

3. 定 員

原則として5名程度

4. 期 間

令和7年7月24日(木)から8月3日(日)までのうち10日間

5. 実習内容

- (1) 山梨県立考古博物館の概要と役割などについての概説と施設見学
- (2) 学芸員の行う展示、遺物梱包、写真撮影、体験学習などの各業務についての分野別の講義および実習や補助、レポート作成等

6. 申し込み方法

実習生本人が以下の必要書類等を準備のうえ、申し込み受付期間内に郵送または直接来館の上、提出してください。

- (1) 学芸員実習申込書（様式1・自筆で記入のこと）
- (2) 履歴書（市販のもの・自筆で記入のこと）
- (3) 成績証明書もしくは単位修得見込み証明書（学芸員資格取得に必要な単位で、実習実施年度に履修を予定しているために単位取得見込み証明書が発行されない科目がある場合、その科目を「学芸員実習申込書」の「実習にあたっての単位取得状況」の項目に明記すること。）
- (4) レポート（次のテーマのうちいずれか、800字程度）
 - ①あなたが学芸員資格を取得する理由について
 - ②当館常設展または実習実施前年度当館で開催した企画展の中から1つ選び、良かった点、

悪かった点を交えての感想

(5)受け入れ可否通知用の本人あて返信用封筒（返信先明記のうえ、切手を貼付すること。）

7. 申し込み受付期間

令和7年2月1日（土）～3月31日（月）

8. 受け入れまでの流れ

(1)応募者が定員を超えた場合、提出書類をもとに選考します。選考後、4月末日までに応募者全員に実習受け入れの可否を通知します。なお、選考にあたっては、2の応募資格及びレポート内容とともに、大学院生、4年生を優先します。

(2)受け入れが内定した方は、実習実施年度の5月末日までに、大学の実習担当事務局を通じて当館館長宛の正式な依頼文を実習担当に送付してください。その際、未提出の単位修得見込み証明書および成績証明書がある場合は添付してください。それを以て正式な申し込みとします。

(3)正式な依頼文受領後、受け入れ決定通知を大学の実習担当事務局に通知します。

9. その他

大学は、実習終了後に当博物館職員が実習生の実習成果を総合的に評価する評価表もしくはそれと同等な書類を必ず実習開始前に送付してください。評価表は実習終了後に当博物館職員が記載し大学に返送しますので、別途返信用封筒（返信先明記のうえ、所定料金の切手を添付すること）も同封してください。評価表等が準備できない大学の実習生は受け入れできませんので注意してください。

(1)実習費は必要ありません。

(2)実習中の事故等が生じた場合、その責は本人および所属大学が負うものとします。

(3)原則として実習の欠席は認めません。

(4)実習期間中、実習生として不適切な行動（遅刻、早退、服装等の不備）があった場合、実習を取り消すことがあります。

(5)諸般の事柄により、日程および内容が変更になる場合があります。